

MANUAL ON SCREENING OF TEACHERS AND
EDUCATIONAL PERSONNEL, 2 戰後教育資料
(PREPARED) BY THE ~~CABINET~~ MINISTER'S SECRETARIAT
OFF SCREENING BOARD
FEB. 1947

昭和二十二年二月

教職員適格審査事務提要 第二輯

文部大臣官房適格審査室

4-2
2

村上 56

A 107



目次

一、教職より除去された者の就職等に関する件	……………	(適格審査室長通牒昭和二二、一〇、二二)	一
二、教職より除去された者に對しての講師等委嘱の件	……………	(適格審査室長通牒昭和二二、一〇、二二)	一
三、適格審査委員會の審査に関する件	……………	(適格審査室長通牒昭和二二、一〇、二二)	一
四、教職員適格審査をする委員會に関する規程の一部變更に関する件	……………	(適格審査室長通牒昭和二二、一〇、二五)	二
五、各界代表たる適格審査委員の件	……………	(適格審査室長通牒昭和二二、一一、一八)	三
六、學校を經營する法人の役員に関する件	……………	(適格審査室長通牒昭和二二、一一、二二)	三
七、不適格判定書に関する件	……………	(適格審査室長通牒昭和二二、一一、二六)	四
八、教員適格審査の件	……………	(適格審査室長通牒昭和二二、一二、一三)	四
九、教職員適格審査の件	……………	(適格審査室長通牒昭和二二、一二、一三)	五
一〇、G項審査判定基準	……………	(附令、内務省令第一號昭和二二、一、四)	五
一一、公職適格審査基準の擴張に伴う教職員適格審査に関する件	……………	(適格審査室長通牒昭和二二、一、一三)	一二
一二、教職不適格者指定に関する件	……………	(適格審査室長通牒昭和二二、一、一五)	一四
一三、教職員適格審査の施行規則別表第二該當者の特免に関する件	……………	(適格審査室長通牒昭和二二、一、一三)	一五
一四、中央教職員適格審査委員會の解散と再組織について	……………	(連合國最高司令部民間情報部指示昭和二二、一、三〇)	一七
一五、適格者中特定の者の調査について	……………	(適格審査室長通牒昭和二二、三、三)	一七
補遺			
一、教職員の適格審査をする委員會に関する規程改正	……………	(文部省訓令第九號昭和二二、一二、一九)	一八

一、教職より除去された者の就職等に関する件

昭和二十一年十月二十二日
發通四六號文部大臣官房資格審査室長通牒

昭和二十一年勅令第二六三號によつて除去された教職員は、退官、退職後各種の方面に就職していることと思われ、貴廳、校の關係者につき其の就職先を調査し、本省其他から照會のあつた場合は何時でも回答できるように整備して置かれない。

二、教職より除去された者に對しての講師等委嘱の件

昭和二十一年十月二十二日
發通四七號文部大臣官房資格審査室長通牒

昭和二十一年勅令第二六三號に依つて除去された教職員に對しては爾後教職員を對象とする講習會、研究會等の講師等に委嘱することは差控えられ度い。

三、適格審査委員會の審査に関する件

昭和二十一年十月二十二日
發通四五號文部大臣官房資格審査室長通牒

教職員の適格審査委員會の審査に就いては、度々の通牒に依り遺憾なきを期せられてゐることと思ふが、左記の事項につき特に留意の上審査を実施され度く念の爲通牒する。

記。

一、各適格審査委員會の審査について兎角の批評があるので、そのようなことのないように萬遺漏なく厳正を期し、審査の實施については特に慎重、公正に行い、苟も私情をもつて審査に當つたり、不當に當人を庇護する等がないよう留意し、又短時間中に多數の者を一括して審査に附したり、充分の調査をすることなく適不適の判定をする等のことのないようすること。

二、審査委員會の審査は前項の趣旨に鑑みて、必らずしも十一月六日までに終了することを要しないから審査を嚴格綿密に

すること。

四、教職員適格審査をする委員会に関する規程の一部變更に関する件

昭和二十一年十月二十五日
發通四八號文部大臣官房適格審査室長通牒

昭和二十一年五月七日附文部省訓令第五號の一部が別紙の通り改正されたから通知する。

尙今般の訓令の改正の趣旨は各適格審査委員会が判定をした後に於て、文部大臣が特に再審査の必要があると認めたら新しい事實を發見した場合、又は新しい事情の發生した場合に處するためである。新しい事情の發生した場合は概ね次の様な事實をいう。

- 1、各適格審査委員会の判定後再審査又は特別の審査の請求が出来る期間をすぎた場合。
 - 2、適格審査委員会の組織を變更した場合既に審査の終了した者も、新しく組織せられた委員会に於て審査する必要があると認められる場合。
 - 3、其他特別の事情ある場合。(例えば審査が著しく杜撰であると認められる様な場合)
- 依つて例えば各審査委員会が既に審査を終了し判定書を交付した後ある人についてその委員会が再審査の必要が起つたという様な場合には審査委員長よりその旨を文部大臣に申し出て其の指示を仰いだ後再審査すべきである。

發通四八號の別紙

教職員の適格審査をする委員会に関する規程の一部を次のように改正する

昭和二十一年十月二十五日
文部省訓令第八號

第二十三條の次に左の條文を加える。

第二十三條之二 文部大臣が特に必要と認めるときは各審査委員会に、既に審査を終了した者の再審査を命ずることが出来る。

附 則

この訓令は公布の日から之を施行する。

五、各界代表たる適格審査委員の件

昭和二十一年十一月十八日
發通五二號文部大臣官房適格審査室長通牒

教職員適格審査委員会の審査委員中各界代表たる審査委員は、其の選出母體の團體に變更等を生じた場合は、左記に依つて御取扱下されたい。

記

一、選出母體の團體が解消した場合

イ、解消團體を引繼いだ團體が同様の性質で、而も委員と新團體との關係が舊團體と同じような場合は、新團體に了解を求めて引續き委員であることは差支えなく、又新に委員を命じてよい。

ロ、選出母體の團體が解消して右のような新團體のない場合は、委員は辭職のこと。

二、選出母體の團體はあるも審査委員が之と關係がなくなつた場合は、委員は辭職のこと。

六、學校を經營する法人の役員に関する件

昭和二十一年十一月二十二日
發通五五號文部大臣官房適格審査室長通牒

本年五月七日附の教職員適格審査に関する施行規則の別表第三の第六項により學校の設立者又は學校を經營する法人の役員は教職員適格審査の對象となつてゐるが、役員範圍に關しては從來監事及び理事と解釋し、顧問、參與、評議員等については審査の對象としていないのであるが、今般聯合國總司令部の口頭指令により、昭和二十一年勅令第一〇九號(公職追放令)及び勅令第二六三號(教職除去令)の該當者又はその基準に該當すべき者は顧問、參與、評議員等の職より除去され、また新しくその職につき得ないということになつたので、現在該當者がその職にあれば法人に於て解職し、また新しくその職に該當者を選任しない様萬遺漏なく御措置ありたい。尙措置の上は其の結果を速かに御報告願いたい。

七、不適格判定書に関する件

昭和二十一年十一月二十六日
發達五六號文部大臣官房適格審査室長通牒

各適格審査委員会で審査の結果不適格になつた者に交付する判定書の内容があまり簡單であり、該當條項の他書いてないのが多いが、これについては中央教職員適格審査委員会からの申し入れもあるので、不適格條項に該當する理由を出来るだけ詳細に書いてこれを當人に交付するようにされたい。

八、教員適格審査の件

昭和二十一年十二月十三日
發達六一號文部大臣官房適格審査室長通牒

聯合國最高司令部と協議の結果今般左の措置をとることになつたので、貴官設置の教員適格審査委員会に就いては至急處理されるよう依命通牒する。

記

一、設置者は適格審査委員会より好ましからざる委員を除くこと。

二、右の場合設置者は缺員補充として適當な資格を有する者を直ちに任命すること。尙任命したる後はこの旨文部大臣宛てのものゝ調査表を付し報告せられたること。

三、昭和二十一年文部省訓令第五號第二十三條の二の規定に依りて既に審査を終りたる者でも、次の何れか一の經歷を有する者に就いては嚴重に再審査をすること。但し既に教職不適格の判定を受けた者及び判定済の者で既に教職を去りたる者を除く。

イ、教育施設の長及びその次位の者

(例) 學校長、部長、教頭等)

ロ、教育の査察、指導に當つた者

(例) 視學官、視學、主事等)

ハ、生徒の思想、訓育に主として携つた者

(例) 生徒主事、學生主事等)

ニ、著書又は論文のある者

ホ、學校法人の役員

ヘ、委員會で特に必要と認めたる者

四、再審査の場合直ちに處理せられたること。

九、教職員適格審査の件

昭和二十一年十二月十三日
發達六〇號文部大臣官房適格審査室長通牒

昭和二十一年共同省令第一號別表第二の第四號に掲げてある學校又は教育施設に於て生徒の授業を擔任せし經歷のある者に付ては特に嚴重に審査をせられたく通牒する。

但し既に教職不適格の判定を受けた者及び判定済の者で既に教職を去りたる者は除く。

一〇、G項審査判定基準

閣令、内務省令第一號
昭和二十二年一月四日

昭和二十二年閣令第一號別表第一第七號「その他の軍國主義者及び極端な國家主義者」の項の該當者の判定は、個人的審査に俟つが、その審査判定の標準は、概ね次の通りである。

一、昭和二十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において左に掲げる官職に在つた者

1、各國務大臣

2、内大臣

3、樞密院議長

4、内閣書記官長

- 5 法制局長官
 - 6 情報局總裁
 - 7 企畫院總裁
 - 8 興亞院總裁及び副總裁
 - 9 對滿事務局總裁(昭和十二年七月以前の者を含む)
 - 10 檢事總長
 - 11 獨逸國及び伊太利國駐劄特命全權大使
- 二、昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において左に掲げる地位に在つてG項に該當する明瞭なる事實のある者
- 1 官廳關係
 - (一) 内閣參謀
 - (二) 内閣顧問
 - (三) 樞密院副議長
 - (四) 情報局……次長及び各部長
 - (五) 企畫院……次長及び各部長
 - (六) 興亞院……總務長官、各部長及び各連絡部長官
 - (七) 對滿事務局……次長
 - (八) 各省……次官、政務次官、參與官、總局長官及び各局長
 - (九) 各地方總監、警視總監及び各地方軍需監理部長官
 - 2 その他

- (一) 日本銀行總裁及び副總裁
 - (二) 左に掲げる銀行、會社、營團その他の法人の日本軍占領地域内における支店又は代理店の支配人又は代表者但し第六項に掲げる者を除く。
 - 1 E項に該當する以外の特殊銀行
 - 2 内地に本店のある普通銀行、信託會社、貯蓄銀行、保險會社その他の金融機關
 - 3 國策會社
 - 4 營團
 - 5 統制會
 - 6 統制會社
 - 7 政府、特殊銀行又は國策會社が最大出資者である會社
 - (三) 印度支那銀行又は日佛銀行の顧問代表者又は執行職員
 - (四) 日本軍占領地域内における各國政府の顧問(地方機關の顧問を含む。)の地位に在つた者でF項該當者以外のもの。
- 備考 「G項に該當する明瞭な事實」とは、
- 例へば
- 1 三國同盟、日華基本條約、日泰同盟條約等の諸條約の締結又は佛印進駐、日米開戰等に重要な役割を演じた事實。
 - 2 軍國主義反對者の彈壓に重要な役割を演じた事實。
 - 3 日本軍占領地域内における各國に對する經濟協定借款供與に重要な役割を演じた事實。
 - 4 日本の軍事的活動に關して資金の融通又は物資生産上重要な役割を演じた事實等をいうものとする。

三、思想検査又は保護観察、豫防拘禁、若しくは行刑に關係のある官吏の経歴を有する者で、在職中重大事件の檢舉において演じた役割、人権蹂躪の事實、在職年限、在職當時の地位等に照してG項に該当すべきもの。
四、特別高等警察の経歴を有する者で、在職中重大事件の檢舉において演じた役割、在職年限、在職當時の地位等に照してG項に該当すべきもの。

備考 第三項及び第四項の詳細な解釋は次の通りとする。

1、特高警察又は思想検査に従事した間において左に掲げる重要思想刑事事件の處理に當つて重要な役割を演じた者。
重要思想刑事事件表

- | | |
|---------------------------------|------------|
| (1) 勞農グループ事件 | (昭和十二年一月) |
| (2) 日本無産黨事件 | (昭和十二年十二月) |
| (3) 日本勞評事件 | (昭和十二年十二月) |
| (4) 教授グループ事件 | (昭和十三年二月) |
| (5) 日本共產主義者團事件 | (昭和十三年) |
| (6) 國際共產黨事件 | (昭和十六年十月) |
| (7) 燈臺社事件 | (昭和十六年六月) |
| (8) 日本聖公會事件 | (昭和十七年六月) |
| (9) きよめ教會事件 | (昭和十七年六月) |
| (10) 東洋宣教會きよめ教會事件 | (昭和十七年六月) |
| (11) 第七日基督再臨團事件(第七日アドベンチスト教會事件) | (昭和十八年十月) |
| (12) その他同種の事件 | |
- 2 司法部又は警察に勤務した間において何人に對してであらうと殘酷又は虐待の行爲をしたことのある者。

3 特高警察

八年間以上又は昭和十六年三月以降四年間以上に亘つて特高警察に従事した者で、その期間中において警部以上の職を占めたことのあるもの。

4 思想検査

八年間以上又は昭和十六年三月以降四年間以上に亘つて思想検査に従事した者で、その期間中において檢事以上の職を占めたことのあるもの。

5 保護観察

八年間以上又は昭和十六年三月以降四年間以上に亘つて保護觀察所長又は保導官として勤務したことのある者。

6 豫防拘禁

昭和十六年五月以降四年間以上に亘つて豫防拘禁所長又は教導官として勤務したことのある者。

五、官吏、貴族兩院議員、文筆家、報道機關その他報道の頒布を主宰又は統制した團體の役職員、又は事業家であつた者で左に掲げるようなG項に該当すべき積極的な活動をしたもの。

1 官吏(第 項乃至前項に該当する者を除く。)

(一) 昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において左に掲げる事項に關係のある戦時重要政策の中樞に參畫した者但し特に短期在職の者を除く。

(1) 戦争挑發、反戦思想抑壓又は獨裁主義、ナチ的若しくはファシスト的全體主義、軍國主義又は極端な國家主義の鼓吹を目的とした宣傳情報。

(2) (1)と同様の目的を持った思想言論の誘導又は統制

(3) 占領地各國に對する政治的指導又は經濟開發

(4) 重要な戦時總動員諸計畫又は戦時統制の諸計畫

(5) 第二項備考、(G)項に該当する明瞭な事實に掲げる事項。
(6) その他戦争指導計畫

(二) 職務の内外を問わず、戦争挑發、反戦思想抑壓又は獨裁主義、ナチ的若しくはファシスト的全體主義、軍國主義又は極端な國家主義の鼓吹を目的とした顯著な言動のあつた者。

2 貴衆兩院議員

議會の内外を問わず左の各號の一に該当する顯著な言動のあつた者。

(1) 戦争挑發又は戦争指導。

(2) 反戦思想抑壓。

(3) 獨裁主義、ナチ的若しくはファシスト的全體主義、軍國主義又は極端な國家主義の鼓吹。

3 文筆家

學者、新聞記者、同論說委員、雜誌その他の刊行物の執筆者、評論家その他の文筆家で、著述、講義、講演、論文又は新聞記事等言論その他の行動により左の各號の一に當るもの。

(1) 侵略主義若しくは好戰的國家主義を鼓吹し又はその宣傳に積極的に協力した者及び學說を以て大東亞政策、東亞新秩序その他これに類似した政策又は滿洲事變、支那事變若しくは今次の戦争に理念的基礎を與へた者。

(2) 獨裁主義又はナチ的若しくはファシスト的全體主義を鼓吹した者。

(3) 日本民族が他の民族の指導者であると優越感を鼓吹し又はその宣傳に積極的に協力した者。

(4) 自由主義、反軍國主義等の思想を持つ者を迫害又は排斥した者。

(5) 前各號の何れにも當らないが軍國主義若しくは極端な國家主義を鼓吹した者又そのような傾向に迎合した者。

4、新聞社、雜誌社その他の出版社、放送機關、映畫製作社、演劇興行會社その他すべての報道機關その他報道の頒布を主宰又は統制した團體の役員。

昭和十二年七月七日と昭和十六年十二月七日との間において、國の内外を問わず、3の(1)乃至(5)又昭和二十一年勅令第百一號第一條第一項各號の一に該当する活動を積極的にし且つ廣汎な影響を及ぼした新聞社、雜誌社、その他の出版社、放送機關、映畫製作社、演劇興行會社その他すべての報道機關、その他書籍若しくは冊子の刊行、映畫の製作、演劇の上場又は放送の實施による報道の頒布を主宰又は統制した團體によつて右の期間中において左の地位に在つた者。會長、副會長、社長、副社長、専務若しくは常務取締役、編輯局長、調查局長、主筆、編輯次長、論說主任その他名目の如何にかかわらず、これらの者と同等の權限又は支配力を有した者。

5 事業家

昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において各種の企業に従事した者で左の各號の一に當るもの。

(1) 陸海軍から企業擔當者に指定され日本軍占領地域内において經濟開發その他の事業に従事した企業の代表者及び現地の事業責任者。

(2) 陸海軍との緊密な連絡の下にG項に該当する積極的又は惡質の企業活動をした企業の代表者及び現地の事業責任者。

六、昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において左に掲げる會社で昭和二十二年閣令内務省令第一號別表第二第十二號に掲げるものの會長、副會長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役、常任監査役、活潑な活動をした顧問、相談役、全株式の一割以上の株式を所有した株主又は直接間接會社の運営に決定的支配力を及ぼした主な株主の地位に在つた者、その他これらの役員と實際上同等の權限又は支配力を有した者(日本軍占領地域又は樞軸國及びその占領地域内に在る支店の支配人で、これらの役員と同等の權限又は支配力を有したものを含む)。

(1) 航空機若しくは兵器の完成品、軍需品又はこれらの製造若しくは使用に不可欠の主要材料の製造に當つた特に有力な會社。

(2) 基礎的生産材工業又は交通運輸業を営む會社で特に獨占的行動の顯著であつたもの。

- (3) 國內交易又は外國貿易において特に獨占的行動の顯著であつた會社。
- (4) 連合國總司令部の指令により指定され又は今後指定される特殊會社とその特殊會社と密接な關係に有つた有力會社
- (5) 公稱資本金一億圓以上の會社。
- (6) その他特に獨占的な事業經營により活潑な活動をした會社及び民間金融機關。
- 七、C項に該當する以外の國家主義的團體、暴力主義的團體又は秘密愛國團體の代表者及び最高執行者。
- 八、昭和十七年の衆議院議員總選舉において所謂推薦を受けた者。
- 九、昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において左の地位に在つた者。
帝國在郷軍人會の郡市區町村連合分會長又は市區町村分會長。

備考

一、第六項の規定は、この基準發表の際、従前の昭和二十一年勅令第九號第一條に規定する官職（第二條の規定により含む職を除く。）及び第四條に規定する職に在る者で、従前の規定により覺書該當者でない者としてその職に就き又はその職に留まることを認められたものについては、昭和二十二年五月三日まではこれを適用しない。

二、第九項の規定は、この基準發表の際、従前の昭和二十一年勅令第九號第一條に規定する官職及び第四條に規定する職に在る者で従前の規定により覺書該當者でない者としてその職に就き又はその職に留まることを認められたものについては、昭和二十二年五月三日までの間に在る職に在る間はこれを適用しない。

一一、公職適格審査基準の擴張に伴う教職員適格審査に關する件

昭和二十二年一月十三日
發適二號文部大臣官房適格審査室長通牒

昭和二十二年一月四日附勅令第一號（公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令）の制定に伴い昭和二十一年一月四日附連合國總司令部よりの覺書に該當する者の範圍が擴張されたが、それに伴う教職員の適格審査施行上の事項については左記

により取扱われたい。

記

- 一、昭和二十二年一月四日附勅令、内務省令第一號によりその別表第一に該當する左の者は就職不適格者となる。
 - 1、極端なる國家主義團體、暴力主義的團體又は秘密愛國團體の都道府縣郡（支廳長の管轄區域を含む。以下同じ）市區町村支部の有力者。
 - 2、大政黨會
 - 東京市、京都市、大阪市、横浜市、神戸市及名古屋市（以下六大市と稱す）の支部の支部長。
 - 事務局長及事務局各部長。
 - 六大市協力會議議長。
 - 郡市（六大市を除く以下同じ）區支部の支部長及事務長。
 - 郡市區協力會議議長。
 - 町村支部の支部長。
 - 町村協力會議議長。
 - 3、大日本翼賛壯年團
 - 六大市の支部の團長、副團長、總務、本部長及各部長、郡市區町村支部の團長。
 - 4、大日本政治會
 - 都道府縣支部の支部長。
 - 5、大政黨會關係團體のうち大日本翼賛壯年團及大日本興亞同盟以外のその他の關係團體の總裁、副總裁、會長、副會長、理事長、副理事長及有力な活動をした理事又は顧問。
- 二、昭和十二年七月七日から昭和二十年九月二日までの間に左の地位にあつた者は昭和二十一年一月四日附覺書附屬書A號の

G項（軍國主義者及極端な國家主義者）該當者として取扱われることになつたのでこの者は教職不適格者となる。
帝國在郷軍人會郡市區町村連合分會長又は市區町村分會長。

三、前記一、及二、に該當する者は、總べて昭和二十一年五月七日附の教職員適格審査に關する施行規則の別表第二第二項に該當することになるので、既に適格審査委員會より適格判定書を交付されている者でも、自動的に教職不適格者となりその判定書は無効となる。

四、貴校、廳關係者にして、公職適格審査基準の擴張により、新たに不適格該當者となつた者があれば、従前の不適格者報告の形式（昭和二十一年十月十六日附發適四三號通牒）により至急報告されたい。

該當者の退職手續並に身分關係については、昨年十月五日附發適四一號通牒に依る。

五、昭和二十二年一月四日附閣令、内務省令第一號によりその別表第三に規定する公職の範圍が従前よりも擴張されたので教職不適格者に該當する者は、都道府縣及市町村の教育關係の局部關係の長等都道府縣及市町村の責任ある地位より除去され、またその職に就くことはできない。

六、各適格審査委員會の委員であつて、今般の措置により教職不適格者となる者があれば、委員の變更をしなければならぬ。尙その際は直ちに文部大臣に報告されたい。

七、審査基準の擴張に伴い昭和二十一年七月二十日附發適第一一號通牒による團體役員については、非該當者とされている者の中にも、該當者となる者が出ることになるので、留意されたい。

八、昭和二十二年一月四日附發表のG項審査判定基準により、昭和二十一年一月四日附覺書A號のG項該當者として取扱われることに決定した有力會社及金融機關の戰時中の有力指導者その他は、教職不適格者となる。

一一、教職不適格者指定に關する件

昭和二十二年一月十五日
發適一號文部大臣官房適格審査室長通牒

貴校教職員中共同省令第一號別表第二該當者は教職不適格者として既に文部大臣の指定済であると思ふが、未だ指定されて

いないものは至急指定の必要があるので調査表添附の上報告されたい。

尙適格審査委員會において共同省令第一號別表第一の該當者として不適格の判定をうけ三週間以上經過し尙再審の意志のないものは矢張指定の必要があるので其の都度間違ひなく報告されたい。

一二、教職員適格審査の施行規則別表第二該當者の特免に關する件

昭和二十二年一月三十日
發適一三號文部大臣官房適格審査室長通牒

今般教職員適格審査に關する施行規則並びに委員會に關する規程の一部が別紙の通り改正せられ、別表第二の該當者について特別の場合に限り指定の撤回を行い得ることになつたのであるが、特に左記の點につき御留意ありたい。

記

一、施行規則別表第二の該當者のうち、高等、専門學校以上の學校の教職員にあつては學校長、中等學校以下の學校の教職員については地方長官、高等、専門學校以上（教員養成諸學校を含む）の學校長及び教育職員については文部次官より文部大臣に特別の審査の請求があつた場合に限り、指定撤回の特別の審査を受けることができる。

二、前項の特別の審査を受けることができる者は次に掲げるすべての事項に該當する者であることを要する。

イ、施行規則別表第一に該當しないことが明かな者であること。
ロ、該當の事情が輕微であり、非常に同情される者であること。（例えば相當年數を経た過去において、極めて短期間職業軍人としての輕微なる經歷を有する場合等）
ハ、公職追放令（一月四日附勅令第一號）に該當しないものであること。

三、別表第二該當者に關する指定撤回の特別審査は前記の通り、學校長、地方長官又は文部次官が特別にその必要があると認めて、文部大臣に審査を請求するのであつて、本人が文部大臣に直接審査を請求するものではない。學校長、地方長官又は文部次官の特別の審査の請求には、請求理由書、理由書に記載された事實に關する參考資料、指定書寫及び調査表等

を添附することを要する。

發通一三號の別紙 (一)

昭和二十一年^閣文部省令第一號の一部を次のように改正する

^{農林省令}
^{運輸省令}

昭和二十二年一月三十一日
共同省令第一號

第一條第一項中「審査委員會の審査判定に従つてこれを行ふ。」を「審査委員會の審査判定に従つてこれを行い、別表第二による指定は、審査委員會にかけないでこれを行うか、文部大臣が特に必要と認められた場合には、審査委員會の審査に付しその判定に従つて別表第一による指定を撤回することができる。」に改める。

附 則

この省令は公布の日からこれを施行する。

(二)

教職員の適格審査をする委員會に關する規程の一部を次のように

改正する

昭和二十二年一月三十一日
文部省訓令第一號

第二十三條の二の次に左の條文を加える。

第二十三條の三 施行規則第一條第一項但し書後段の規定による指定の撤回にあつては文部次官、學校長又は地方長官の請求に基き中央教職員適格審査委員會の審査に付さなければならぬ。

附 則

この訓令は公布の日からこれを施行する。

一四、中央教職員適格審査委員會の解散と再組織について

昭和二十二年一月三十日
連合國最高司令部民間情報部指示

文部省の代表と連合國軍最高司令部民間情報部の代表との會談に於いて、文部省は中央教職員適格審査委員會を次の理由を以て解散し再組織することを指示された。

一、民間情報部の承認を受ける前に委員會が適格と認められた者の名漏らしたことにより、委員會は民間情報部から科された命令を故意に犯し。

二、委員會は判定により戦時中の教職員の公然たる言動を無視しかくの如き言動は教職員の眞情ではないと主張する傾向を示した。このような事實の見逃しは占領政策に反すると認められる。

中央教職員適格審査委員會の解散と再組織は出来るだけ早く完了せねばならぬ。

前審を覆へした事案及びその他文部省によつて必要と認められた事案はすべて再組織された委員會によつて再審査に付せられなければならない。

一五、適格者中特定の者の調査について

昭和二十二年三月三日
發通二八號文部大臣官房適格審査室長通牒

貴審査委員會において既に審査を終了し適格となつた者で、その者の思想、言論、行動、著書等に関し審査の際相當の論議が行われた事例について、その者の氏名及びその間の事情の詳細、議決投票の際の適否の數、その他参考となるべき事項を附し至急確實なる報告をせられたい。

右は連合國最高司令部民間教育情報部との協議に基き、至急調査の必要があるのであるが、尙今後右に該當するものがあつた場合もやはり報告せられたい。

補遺

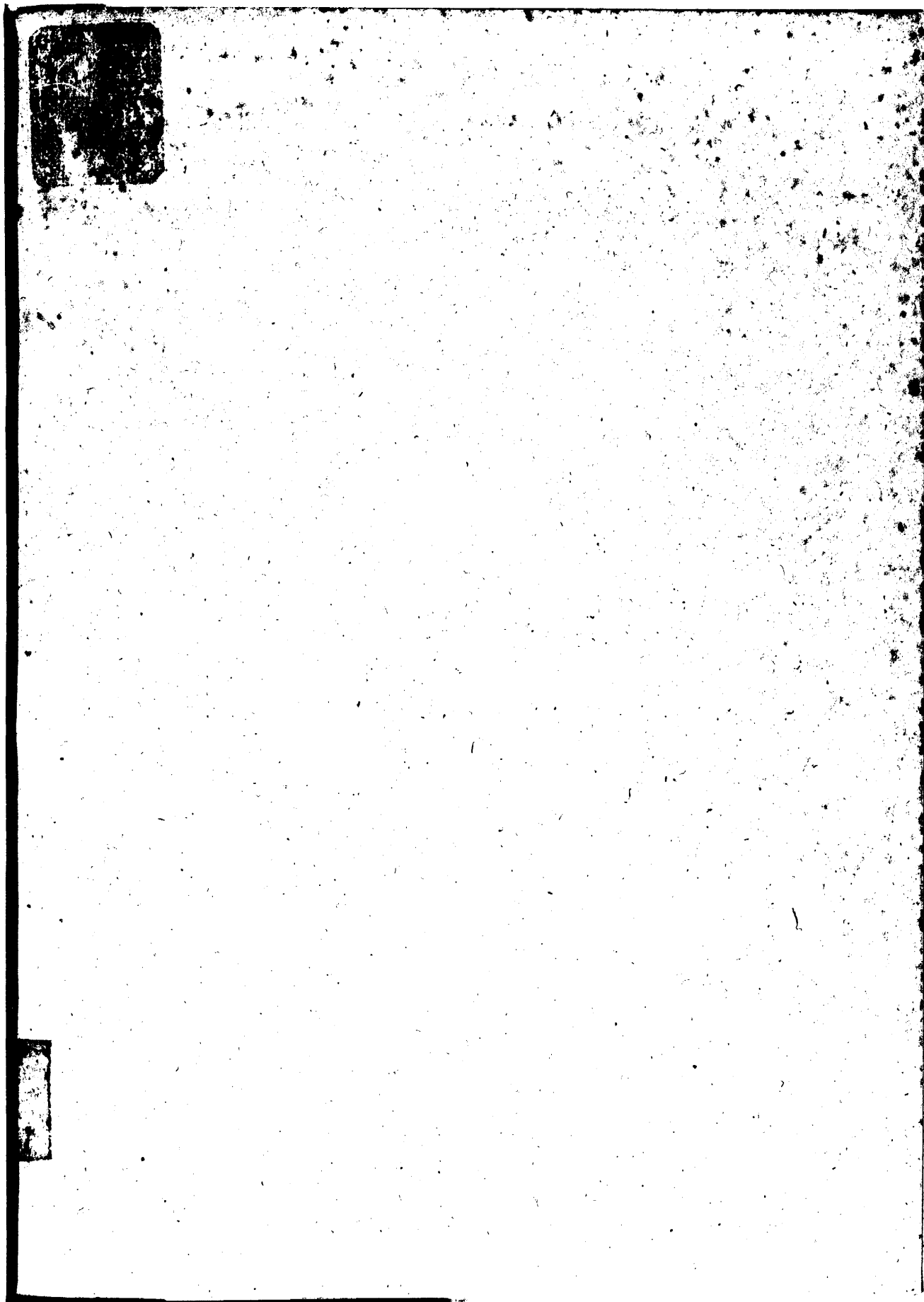
一、教職員の適格審査をする委員会に関する規程改正

昭和二十一年十二月十九日
文部省訓令第九號

第二十三條の「前四條」を「第十九條及び第二十條」に改める。

附 則

この訓令は昭和二十一年九月一日からこれを適用する。



IV-2